

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 改正理由

社会情勢の変化等に鑑み、保健衛生業務手当のうち以下の手当を廃止する。

### 2 廃止する手当

- (1) 相談員として精神保健相談業務に従事した職員に支給する手当
- (2) エックス線操作の業務に従事した職員に支給する手当

### 3 施行期日

平成29年4月1日